

水 窪 中 学 校 の 生 活

《校訓》

- 水窪中学校校訓「高い人から 広いみかた 深い心もち」の理念に基づき、たゆまぬ努力によって心身を鍛え学業を修める。
 - ・ 高い人から：品行方正で周囲からの信頼があり、自分自身の志をもつ。
 - ・ 広いみかた：一つの物をさまざまな観点から見て、その奥に潜むものを見極める。
 - ・ 深い心もち：真の美しさとは何かが分かる心をもつ。

《登校》

- 制服を着用し、交通ルールを守り、8:00 時に間に合うよう余裕をもって登校する。
 - ※ 昇降口は 7:40 に開錠される。

《登校後》

- 速やかにジャージに着替える。※更衣室を使う場合は、更衣室の使い方を遵守する。
- 提出物の提出、当番や係の仕事は時間内に行い、朝活動、朝の会を時間通りに始める。
- 清掃は担当の場所に素早く移動し、開始時刻から終了時刻まで取り組む。
- 校旗掲揚の際は校旗に注目する。

《授業》

- 授業開始 2 分前には、授業に必要なものを机上に準備し、着席する。
- 始めと終わりの挨拶を元気よく行う。

《休み時間》

- 静かに落ち着いて過ごし、他学年の教室には、むやみに入らない。
- 教科当番は授業の前までに教科連絡を済ませる。
- 特別教室等への移動は早めに行う。

《給食》

- 手洗いを済ませ、速やかにランチルームに移動して、着席して待つ。
- 全員マスクを着用し、給食当番は服装（白衣）を整える。
- 残さず食べられる量を配膳時に調整する。
- 給食が終わったら歯磨きをする。

《昼休み》

- 校舎内では落ち着いて過ごす。
- 体育館やグラウンドの用具を使ったら片付けをする。

《帰りの会》

- 着替えや帰りの支度、係の仕事を済ませ、自分の席で黙想を行う。

《部活動》

- 帰りの会終了後、すぐに部活動の活動場所に移動する。
- 部活動終了時刻と完全下校時刻を守る。
 - ※ 部活動終了時刻：練習を終了し片づけを行う時刻
 - ※ 完全下校時刻：学校の正門を出て下校する時刻
- 帰る準備ができたなら、荷物をもって職員室前に整列し、元気よく挨拶をして下校する。

部活動終了時刻・完全下校時刻								
月	終了時刻	下校時刻	月	終了時刻	下校時刻	月	終了時刻	下校時刻
4	17:45	18:00	8	17:30	17:45	12	16:30	16:45
5			9			1		
6			10	16:45	17:00	2	17:00	17:15
7			11	16:30	16:45	3	17:15	17:30

※ 長期休業中は、終了時刻15:45、完全下校時刻16:00とする。

《下校》

- 制服を着用し、交通ルールを守って下校する。
 - ※ 部活動等放課後の活動に参加した場合と降雨時は、ジャージで下校してよい。
- 下校時は寄り道をしない。

《施設、備品の使用》

- 施設や備品を使用したり鍵を借りたりする際は、先生に申し出る。使用後は破損の有無、片付け、戸締りを確認し、先生に報告（返却）する。
- 下校時に傘を借りる場合、先生に申し出て「貸出簿」に必要事項を記入する。

《その他》

- 欠席、遅刻、早退をする場合は、事前に必ず保護者が学校に電話またはさくら連絡網で連絡をする。
- 丁寧な言葉遣いを心掛ける。
- 職員室から物を持っていくときや置いていくときは、近くの先生に申し出る。
- 登校後は、学校敷地外に出ない。
- 緊急時や災害時（訓練を含む）以外はベランダや非常階段に出ない。
- 認められたもの以外は学校に置いていかない。

水窪中学校 服装・頭髪・持ち物の心得

《服装の規定》

○ 夏服

- ・ 白の標準型ワイシャツ（半袖シャツも可）と黒のノータックの標準型ズボン。
- ・ 学校指定の白のセーラー服とスカート（丈は故意に変えない）、エンジのネクタイ。

○ 冬服

- ・ 白の標準型ワイシャツ、黒の詰襟標準型学生服・ノータック標準型ズボンとベルト。
- ・ 学校指定の紺のセーラー服とスカート（丈は故意に変えない）とエンジのネクタイ。

○ その他

- ・ インナーや靴下を必ず着用する。
- ・ 冬季の防寒着については、部活動等で使用しているウインドブレーカーまたはコート（黒色、紺色）を着用してもよい。
- ・ 冬季は、シャツの上にセーターなど（黒、紺、白、茶、ベージュ、グレー）を着用してもよい。
- ・ ネックウォーマー、マフラー、手袋を着用してもよい。

《頭髪の規定》

- 前髪が目にかからないようにする。
- 髪の毛が肩にかかる場合は、ゴムやピンなど（黒、紺、茶、無色）で留める。
- 染色、脱色、パーマ、整髪料（ワックスなど）は、使用しない。
- 極端な刈込や段差のある髪型、刈込が左右非対称な髪型は禁止する。

《持ち物の規定》

○ くつ

- ・ 通学靴は、体育の授業に適した運動靴（スニーカーのようなソールが平らなものは除く）とする。
- ・ 上履き、体育館シューズは学校指定のものとする。

○ 通学用カバン

- ・ 通学用カバンは学校指定のものとし、サブバックを使用してもよい。

※ カバンにはワッペンやシールを付けない。キーホルダーやお守りの類は、生活委員会の指定したカプセルに収まる大きさの物を1つ付けてよい。

《その他の規定》

- 制汗剤や日焼け止め、リップクリームなどは無色無臭のものとする。人前で使用しない。
- 自分の持ち物には記名をする。
- 雑誌、菓子、スマートフォン、ゲーム機、不要な金銭など、学校生活に不必要なものを持ち込まない。
- カッターナイフなど、刃物を持ち込まない。
- 爪を伸ばしたり、マニキュアや化粧をしたりしない。

※ 以上の内容は、必要に応じて随時、「点検」と「見直し」を図るものとする。